

## 指定管理者制度とは

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに対してより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図ることを目的とした制度である。

その導入の検討において、経費節減をより重視している事例が多くあるが、効率的運営と経費節減は別のものであり、過度の経費節減は、文化政策や施設のミッションの実現、サービスの向上、施設の安全な運営に支障となり、本来の指定管理者制度導入の目的に反する結果を招く恐れがあるため注意が必要である。

支出の節減だけでなく、指定管理者の自助努力によって、施設利用の促進と収入増を含めた効率的な運営を目指すことが本来の姿である。

### 指定管理者制度導入に伴う効果と問題点・課題

導入に伴う効果	導入に伴う問題点・課題
施設の位置づけや役割の明確化：制度導入が文化施設の位置づけや目的、事業や運営方針の明確化に寄与 組織の活性化と職員相互の意識の共有：制度導入で危機感が生まれ、組織の活性化や職員間の意識の共有を促進 地域と連携した事業の充実、サービスの向上：制度の導入が住民団体や学校等との連携強化、対住民サービスの向上に寄与	経費節減への偏重：住民サービスの向上を置き去りにした経費節減の進展 事業の継続性、柔軟性への影響：長期的な事業の継続性、社会環境の変化に応じた柔軟性の確保に課題 地域のつながりやネットワークの蓄積・継承への影響：有期限のため、地域の芸術家・団体、住民グループなどとの長期的なネットワークづくりが困難 人材の雇用・育成への懸念：専門的人材の新規雇用、雇用の継続や人材育成などへの長期戦略が描けない 組織の疲弊と制度導入に伴う業務量・コストの増加：経費節減の一方で業務量が増加し、指定管理者制度の導入に伴う煩雑な業務やコストも増加 適正な評価の必要性の高まり：定量的評価に馴染まない文化施設の事業評価のあり方や手法の確立が急務

(「指定管理者制度の導入状況と次期指定に向けた基本的な考え方・留意事項」財団法人 地域創造)

## 利用料金制度

通常、施設を利用したときの料金（施設利用料や入場料など）は「使用料」として市の収入となるが、利用料金制は、指定管理者が施設を管理していくための管理経費に当てることとし、指定管理者の収入とする制度。

この制度では、利用料金の額を条例に定められた範囲内で指定管理者が設定する。

利用料金制は、収支バランスを得やすい施設で採用するのが適当とされており、指定管理者のインセンティブが高まり、利用増を目指したサービスの質や量の向上が期待されているが、その採用を検討するときは、指定管理者が自主的な経営努力をしやすいかなど、収支以外の要素も含めて総合的な判断が必要。

## 使用料制度と利用料金制度との比較

	使用料制度	利用料金制度
料金の設定	地方自治体	指定管理者 (条例の範囲内)
料金の徴収	指定管理者	指定管理者
収納先	地方自治体	指定管理者
インセンティブ効果	無 (努力しても指定管理者の収入は増えない)	有 (努力により指定管理者の収入が増える)

この資料のほかに参考資料として以下の資料を配付

日本経済新聞 H20.7.19 朝刊記事

「公立ミュージアム 指定管理見直し 最適な運営探る 地域の特性や規模に対応」

愛知県内のミュージアムにおける指定管理者制度導入施設概要

「半田市空の科学館・半田市体育館」、「高浜市やきものの里かわら美術館」指定管理者募集要項概略